

私立高校の授業料無償化制度について

(大阪府と国の支援制度の紹介)

現在中学3年生のみなさんは、**無償** 高校2年生から授業料が**無償**になります！

大阪府では、大阪の子どもたちが、中学校卒業時の進路選択段階で、私立高校への進学を経済的理由であきらめることのないよう、**授業料を実質無償化する制度**を実施しています。**令和7年度入学（現中3）生は、高校2年生時（令和8年度）から**所得や子どもの人数にかかわらず、授業料負担がなくなります。是非この制度を活用し、自らの希望に応じて自由に学校を選択してください。

※大阪府在住など、要件を満たす必要があります。 ※高校1年生時は所得などの要件に応じた無償化制度です。

授業料負担額をチェック ↓



※1 授業料が60万円を超える学校は、表示の額に加え、「授業料-60万円」の負担が生じます。【例】授業料が65万円の場合、5万円は保護者負担（65万円-60万円=5万円）
※2 1単位あたりの授業料が10,032円を超える学校の場合、その超えた額に5,220円を加えた額が負担額となります。【例】1単位あたりの授業料が12,000円の学校の場合→7,188円
※3 1単位あたりの授業料が10,032円未満の学校の場合、授業料から4,812円を引いた額が負担額となります。
※4 定額授業料の学校の場合、授業料から118,800円を引いた額が負担額となります。

現在の中学2年生以下 → 高校1年生時から授業料が全額無償になります。

私立高校等は、大阪府が指定する就学支援推進校であることが必要です。

大阪府育英会 奨学金制度（無利子貸付 私立高校等の場合）

- 大阪府育英会では、向学心に富みながら経済的理由により修学が困難な生徒の方に奨学金の貸付（無利子）を行っています。（保護者が大阪府民に限ります。）
- 奨学金は貸付金です。将来の奨学生のために、必ず返還してください。（返還月額等は借入総額により異なります。）

※左記は、令和7年度私立高校等の新入生を対象とした貸付内容等です。今後変更となる場合があります。

- ※1 保護者のうちどちらか一方が働き、子ども2人（16歳以上19歳未満1人、16歳未満1人）がいる4人世帯の場合です。実際は、保護者の課税標準額や調整控除額により判定します（実際の額は、家族構成（扶養状況）等により異なります）。
- ※2 各学校の授業料年額から、国の就学支援金や大阪府の私立高等学校等授業料支援補助金、学校独自の減免額等を差し引いた、実質的な授業料負担額をいいます。
- ※3 大阪府の私立高校生を含む2人以上の子どもの扶養する年収めやす800万円以上の世帯が大阪府授業料支援補助金の給付を受ける場合は、貸付限度額が異なる、若しくは貸付対象外となる場合があります。
- ※4 高校等入学前に、入学金等必要な資金を貸し付けするものです。進学後の貸付はできません。
- ※5 政令指定都市に市民税を納税している場合は、「調整控除の額」に3/4を乗じた額。

奨学資金

年収めやす ^{※1} (市町村民税の課税標準額×6%－市町村民税の調整控除額) ^{※5} (保護者合算)	貸付限度額 (貸付額：貸付限度額の範囲内で希望する額)	募集期間
800万円未満 (251,100円未満)	授業料実質負担額 ^{※2} +10万円 (授業料実質負担額が無償となる場合は10万円)	■予約募集 中学3年生の9月上旬～10月上旬で各学校が定める期間
800万円～1,000万円未満 (251,100円～347,100円未満) ^{※3}	24万円 (授業料実質負担額が24万円を下回る場合はその額)	■在学募集 高等学校等在学中の4月中旬から5月上旬で各学校が定める期間

入学時増額奨学資金^{※4}

（入学金等の貸付）

年収めやす ^{※1} (市町村民税の課税標準額×6%－市町村民税の調整控除額) ^{※5} (保護者合算)	貸付限度額 (貸付額：貸付限度額の範囲内で希望する額)	募集期間
800万円未満 (251,100円未満)	37万円以内 (通信制課程は27万円以内) タブレット等ICT関連費用の負担がない場合は30万円以内（通信制課程は20万円以内）です。	■予約募集 中学3年生の9月上旬～10月上旬で各学校が定める期間 ^{※4} ※申し込み後の辞退が可能ですので、資金に不安がある場合はお申込みください。

対象世帯拡大!

令和7年度より

UP!

【お問合せ先】

在学する学校または
(公財)大阪府育英会採用貸付課
(06) 6357-6272
<https://www.fu-ikuei.or.jp>

私立高等学校等奨学のための給付金（授業料以外の教育費補助）

（令和6年度の場合）

区分	対象生徒の区分	給付金額	
		全日制	通信制
1	生活保護（生業扶助）受給世帯に扶養されている生徒	52,600円	
2	令和6年度道府県民税所得割と市町村民税所得割が非課税世帯	142,600円	52,100円
3	非課税世帯の生徒で、a・bのいずれかに該当する場合（※1※2） a 同じ世帯に扶養されている兄・姉が高校等に在学する場合 b 同じ世帯に扶養されている兄弟姉妹が、15歳以上23歳未満で中学校や高校等（全日制・定時制）に在学していない場合	152,000円	

※この内容は令和6年度のもので、令和7年度は変更となる場合があります。

- ※1 年齢及び扶養の状況は、令和6年7月1日時点で判断し、扶養の状況は、健康保険証の組合員氏名が保護者等（親権者）であることで確認します。
- ※2 一人親の場合、当該兄弟姉妹は、申請者（親権者）に扶養されていることが必要であり、再婚相手申請者以外の親に扶養されている場合は、上記の兄弟姉妹に該当しません。
- ※3 保護者等（親権者全員）のいずれか一方が他の都道府県に在住している場合は、生活の本拠が大阪府内にある世帯で、かつ他の都道府県に対し奨学のための給付金を申請しない場合に限り、大阪府に申請できます。

【お問合せ先】

府民お問合せセンターピットライン
(06) 6910-8001
大阪府教育庁私学課
(06) 6941-0351(代表)

教育ローン

（令和6年5月現在）

機関名（名称）	資格	返済期限
日本政策金融公庫（国の教育ローン） 教育ローンコールセンター 0570-008656	保護者の世帯年収（所得）が次の金額以下であること	最長18年 (在学期間内は利息のみのお支払いが可能)
融資限度額	給与所得者 事業所得者 子ども1人 790万円 600万円 子ども2人 890万円 690万円 子ども3人 990万円 790万円 子ども4人以上 コールセンターにお問合せください	(貸付) 利率 2.40%(R6.5現在) ※下記に該当する方 上記の▲0.4% ※母子父子家庭、交通遺児家庭、年収200万円以下の世帯の方、扶養する子等の数が3人以上であって世帯年収500万円以下の方
生徒1人につき上限350万円 ※自宅外通学など、一定の要件に該当する場合上限450万円		

機関名（名称）	資格
銀行等各種金融機関の教育ローン 例：府指定金融機関りそな銀行の場合 0120-25-8156	20歳～66歳未満で最終返済時の年齢が満75歳未満
貸付限度額	返済期限 1年以上14年以内（1年単位）
10万円～1,000万円（1万円単位）	(貸付) 利率 2.475～4.475%（変動金利） 令和6.5現在

☆利率は金融情勢によって変動します。一定の要件を満たす方には優遇措置もあります。
☆詳しくは、<https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/ippan.html>

※各機関によって、貸付限度額・利率等に変更がある場合がありますので、利用にあたっては各機関にお問合せください。

その他奨学金（貸付）

（令和6年4月現在）

- 生活福祉資金貸付制度教育支援資金（教育支援費・就学支度費）
（社福）大阪府社会福祉協議会 (06) 6762-9474
- 母子・父子・寡婦福祉資金貸付制度（修学資金・就学支度資金）
子を扶養する親が居住する市区町福祉事務所等
（福祉事務所の設置されていない町村にお住まいの方は、府子ども家庭センター）
- 交通遺児育英奨学金
（公財）交通遺児育英会 0120-521286
- あしなが奨学金
あしなが育英会 0120-77-8565

他府県にお住まいの方の授業料軽減補助金

【兵庫県】 令和6年度

年収の目安 (市町村民税の課税標準額×6%－市町村民税の調整控除の額)	軽減金額(年額)
～590万円未満 (154,500円未満)	11,000円
590万円～730万円未満 (217,700円未満)	30,000円
730万円～910万円未満 (304,200円未満)	15,000円

《お問合せ先》兵庫県総務部教育課 TEL 078-341-7711(代表)